

か だいじょうみやく
りゅうちじゅつ
下大静脈フィルター留置術同意書

1. 下大静脈フィルター留置術

1-1 この治療は腹部～下肢静脈血栓症という疾患に対して行われます。腹部～下肢静脈血栓症は肥満、婦人科疾患などによって下大静脈～腸骨静脈が圧排されたり、長期の臥床安静により、下肢静脈血流が停滞し静脈内に血栓を生じることをいいます。静脈血栓が遊離して流れていくと、下大静脈を経て心臓の右心房に入ります。さらに右心室を通過して肺動脈に入っていくと、どこかで詰まります。これを肺塞栓症といいます。（肺塞栓自体は血栓以外でも、外傷による脂肪やコレステロール、空気などが詰まっても起こります。）肺血流の低下により、血液の酸素化が障害され、また肺動脈圧が上昇します。軽度であれば、体動時に息切れする程度ですが、高度になると呼吸困難や血圧低下を来し、一時的な人工心肺が必要となったり、生命に関わる場合もあります。

1-2 下大静脈フィルターとは、腸骨ないし大腿静脈にできた血栓が肺まで到達しないように、途中で止めるための器具です。形状は円錐型の金属の金網で、腎静脈分岐部の直下に留置します。

婦人科の手術の際などに、肺塞栓の予防のために一時的なフィルターを挿入することもあります。一時的フィルターはカテーテル（管）の先端にある柔らかいプラスチック製のフィルターで、カテーテル末端は頸部のシースより体外に出た状態で留置します。一時的フィルターは、留置の必要がなくなれば、シースごと抜去します。

1-3 手技的には、まず頸部に局所麻酔をして内頸静脈を穿刺します。穿刺針が内頸静脈に入ったらガイドワイヤーを挿入して針を抜き、シースを挿入します。ガイドワイヤーを上大静脈から右心房に入れ、さらに下大静脈まで通します。ガイドワイヤーを介してフィルターを装着したカテーテルを留置部位まで持っていき、適切な場所でフィルターをカテーテルより押し出します。フィルターはカテーテルから出ると自然に広がり、裾にあるフックにより静脈に固

定されます。手技終了後は直ちにカテーテルシースを抜去し、穿刺部をテープで軽く圧迫固定します。

一時的フィルターもほぼ同様の手技で留置します。

2. この手技の長所

静脈穿刺のみで行える比較的侵襲の少ない手技です。

3. この手技の限界

フィルターの孔よりも小さい血栓は通過させてしまいます。

4. 合併症

血栓予防のためワーファリンやヘパリンなどの抗凝固薬を投与されていることが多いため、カテーテル、シース抜去後に出血する場合があります。静脈ですので出血が問題となることはまずありませんが、大量に出血した場合は輸血が必要となる可能性もあります。

5. この手技を受けない場合は

肺塞栓を生じる可能性があります。重篤な肺塞栓の場合は生命の危険があります。



か だいじょうみやく りゅうちじゅつ
下大静脈フィルター留置術同意書

私(わたし)たち、湘南鎌倉総合病院(しょうなんかまくらそうごうびょういん) 心臓センター(しんぞう)循環器科(じゅんかんきか)は患者さん(かんじゃ)の基本的(きほんてき)人権(にんけん)を守り(まもり)、ご家族(ごかぞく)と
もども(もども)安心して(あんしん)安全な(あんぜん)治療(ちりょう)・検査(けんさ)を、お受け頂く(うけとく)ことを最も(もつとも)大切に(たいせつ)考えて(かんが)おります。この基本方針(きほんほうしん)
を(を)実践する(じっせん)ために、患者さん(かんじゃ)が受けられる(うけられる)検査(けんさ)・治療(ちりょう)の前に(まえ)、患者さん(かんじゃ)が私ども(わたしども)よりその内容(ないよう)、
意義(いぎ)、考えられる(かんが)合併症(がっぺいしょう)について(について)十分な(じゅうぶん)説明(せつめい)と理解(りかい)を受けられる(うけられる)ことを何(なに)よりも重要(じゅうよう)
と(と)考えて(かんが)いますし、必要(ひつよう)です。この検査(けんさ)および治療(ちりょう)に関して(かんして)、十分に(じゅうぶん)ご納得(なっとく)されたならば、以下(いかに)の
署名欄(しよめいらん)にご署名(しよめい)の上(うえ)、担当医師(たんとういし)にお渡し頂(おわた)きたく存(ぞん)じます。本同意書(ほんどういしょ)ご提出(ていしゅつ)後(ご)であっても、検査(けんさ)・
治療(ちりょう)の実施(じっし)までいかなる(いかなる)時(とき)にもご同意(どうい)をご撤回(てっかい)されることは自由(じゆう)であります。そしてそのご
撤回(てっかい)によって、それ以降(いこう)のあなたさま(あなたさま)に対する(たいする)診療(しんりょう)に関して(かんして)、本検査(ほんけんさ)・治療(ちりょう)をお受け(うけ)にならない
ことにより(ことにより)被る(かぶ)可能性(かのうせい)のある(ある)以外(いがい)のいかなる(いかなる)不利益(ふりえき)を受けられる(うけられる)ことはありません。

私(わたし)は医師(いし) ([説明医師(せつめいいし)の署名(しよめい)が必要(ひつよう)])よ
り、病名(びょうめい) () あるいはその疑(うたが)いに対して(たいして)下
大静脈(だいじょうみやく)フィルター留置術(りゅうちじゅつ)の必要性(ひつようせい)、その検査(けんさ)の結果(けっか)生(しょう)じると考えられる
りえき 不利益(ふりえき) あるいは危険性(きけんせい) 合併症(がっぺいしょう)等(とう)についての説明(せつめい)を受けまし
た。疑問点(ぎもんてん)については医師(いし)からの説明(せつめい)を受け納得(うけな)りました。
上記(じょうき)を了承(りょうしょう)の上(うえ)、下大静脈(だいじょうみやく)フィルター留置術(りゅうちじゅつ)を受ける(うける)ことを承諾(しょうだく)
するとともに、緊急(きんきゅう)の際(さい)には担当医(たんとうい)の適切な(てきせつ)判断(はんだん)にゆだねる(しよだく)ことを承諾(しょうだく)いた
します。

平成(へいせい) 年(ねん) 月(げつ) 日(にち)

かんじゃ じゅうしよ
患者様(かんじゃ)住所(じゅうしよ)

かんじゃ しめい
患者様(かんじゃ)氏名(しめい)

印(いん)

だいにん じゅうしよ
代理人様(だいにん)住所(じゅうしよ)

だいにん しめい
代理人様(だいにん)氏名(しめい)

印(いん)

